

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県太田市大原町78番地1

氏名 株式会社群桐産業

代表取締役 山口 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 元年12月10日

許可の有効年月日 令和 6年11月10日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
感染性産業廃棄物
廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃棄物に限る。）
ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）
廃油（※）
廃アルカリ（※）
以上8種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成11年11月11日	指令北環第2-123号	新規許可
平成26年 5月13日	指令産廃第11-36号	変更許可（5種類の追加）
令和元年 7月17日	指令産廃第11-2号	変更許可（1種類の追加）
令和元年12月10日	指令産廃第12-55号	更新許可
令和 4年 8月29日	—	変更届（代表者）

NO COPY

再複写禁止

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類
 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		-	-	-	-	○	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	○
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-

NO COPY
再複写禁止

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和6年9月27日

埼玉県知事

申請者

〒379-2304

住所 : 群馬県太田市大原町78番地1

氏名 : 株式会社群桐産業

代表取締役 山口 博

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 : 0277-79-2479

fax番号 : 0279-79-5084



住所 : 〒3610056 埼玉県行田市持田3-24-20
 氏名 : 湯澤 真希子
 行政書士 電話番号 : 048-564-0104
 fax番号 : 048-564-0104
 e-mail : TWJN7627@nitty.com



NO COPY
再複写禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	(区分) 積替え保管を 除く。	
	① 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） ② 廃酸（pH2.0以下のものに限る。） ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） ④ 感染性産業廃棄物 ⑤ 廃PCB等 ⑥ PCB汚染物 7 PCB処理物 8 廃水銀等 9 指定下水汚泥（有害物質） 10 鉱さい（有害物質） 11 廃石綿等 12 ばいじん（有害物質） 13 燃え殻（有害物質） ⑭ 廃油（有害物質） 15 汚泥（有害物質） 16 廃酸（有害物質） ⑰ 廃アルカリ（有害物質） 限定 あり 以上 8 種類	
事務所及び事業場の所在地	事務所	
	電話番号	
	事業所	電話番号
電話番号		
事業の用に供する施設の種類の数量	運搬車両 75 台	
	他の施設（容器等） 有り	
事務処理欄	許可番号 : 01154017603	
	許可日 : 令和6年11月10日	

（日本産業規格 A列4番）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、この申請書による申請に対する処分がされるまでの間は、申請者の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含みます。）の収集運搬業又は処理業の従前の許可は、なおその効力を有します。